

分で、違う分野でお聞きをさせていただきたいと思います。

終わります。

鈴木良雄議長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

蒲生吉夫議員の質問

鈴木良雄議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

午前に引き続き、市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、午後から蒸し暑くなりましたので、上着の着脱はご自由をお願いしたいと思います。

順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)(拍手)

17番 蒲生吉夫議員 一番最初に年金未納問題と年金の今後についてご質問を申し上げます。

3月の定例市議会においても、年金制度改革に関する請願が提出されましたが、請願3項目のうち「基礎年金財政の国庫負担割合を、来年度から現行の3分の1を2分の1に引き上げること。」という項目に対して、常任委員会審議の報告の中では「国庫負担を来年度から2分の1というのは、国の財政運営の中で時間をかけてするということであるし、年金積立金の取り崩しは短期的な政策であり、全体の枠組みで考えると早計であり、本請願に反対する。」との報告があり、15番藤原議員の本請願に対して賛成の討論の中で94年の

国会の中では、この基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることが全会一致の決議をしてきたにもかかわらず、99年の年金見直しの審議で、政府与党がこの決議を先送りし、さらにことしの改定でも先送りをねらっているのです。」との意見を述べたにもかかわらず、反対意見のないまま不採択になったのは、記憶に新しいところであります。

結果は、この意見のとおり先送りになり、2009年度までに2分の1に引き上げるとしたのであります。

国民年金保険料の未納問題は、社会保険庁の広告に起用された江角マキコさんの保険料未納が発覚したのを受け、野党が全閣僚に保険料納付状況を明らかにするよう要求したことにより、4月23日に自主的判断で納付状況を説明したのは、中川、麻生、石破の3閣僚が未納時期があったことを認めたわけですが、そのときに官房長官だった福田康夫さんは「起きちゃったんだからしょうがないでしょう。じゃあ罰則でも科しますか、今から」との発言録が公開されましたが、当人も未納であったことが発覚するなど、お粗末そのものと言わなければなりません。

4月29日の山形新聞に書かれている「閣僚らの国民年金の未納期間と釈明」の中から独断で抽出したいと思います。麻生太郎総務相は、自覚の欠如、手続を怠ったミス。竹中平蔵金融・経済担当相と石破茂防衛庁長官は、共済組合加入で不要と勘違いした。中川昭一経済産業相は、私の無知に尽きる。福田康夫官房長官は、ミスというか思い違い、極めて遺憾。との釈明の言葉ですが、しかし、国民の代表である国会議員などが、それも閣僚が未納、未加入時期があった等の言いわけは見苦しいと言わなければなりません。

小泉首相が言うように、制度が複雑なところ

に起因しているなどという言いわけは、一般の国民が一時期加入手続の切りかえ等のとき、抜け落ちてしまったのを気づかなかつたと思えばうなづけるところもあります。しかし、このたび決定された年金改革法案を閣議決定をしたそれぞれに重大な責任を負うべきものであり、うっかりしていたなどと許されるものではありません。

では、なぜ未納3兄弟などと揶揄された閣僚だけでなく、多くの国会議員の国民年金未納が起こったかということでもあります。

政治家が保険料を払わないでも済んでしまうという複雑だと言われる制度的な欠陥がないとは言いません。しかし、朝日新聞編集委員の星浩さんは、次のように指摘しております。「月額123万円の歳費から10万3,000円を10年間納めれば、退職後は65歳から412万円の年金が支給される。国民年金は月1万3,300円を25年以上納めて、受け取れるのは最大で年間80万円、国民年金が未納でも罰則がないから、議員年金の掛け金さえ払えばよいと考える向きがいても不自然ではない。職を変えたときに手続を怠ったという言いわけも、あながちうそとは言えまい。問題なのは、未納だった彼らが、法案を提出したり、審議したりする政治家であることだ。」と語っています。

また、隣国韓国においても同様の問題がKBSテレビの報道として伝えられていました。「5月初めに、インターネット上に国民年金の秘密と題して年金制度の非合法性を指摘する文書が掲載されてから、急速に批判が高まった。4月の総選挙で当選した議員中約20人が年金に加入しなかったり、保険料を支払っていないことが明らかになったと報道。過去10年間ほとんど払っていないという議員の告白も伝えた。このように国会の道徳性が問われ、問題が拡散する見通しだ。」と報じられ、日本と全く同じだと感じました。

もちろん国民年金の未納・未加入問題は大きな問題ですが、それ以上に小泉純一郎首相に勤務実態がないにもかかわらず、70年4月から74年10月まで不動産会社員として厚生年金に加入していたことが明らかになりました。「太っ腹な社長で、次の選挙で議員に当選するのがおまえの仕事だと言われた。人生もいろいろ、会社もいろいろ、仕事のあり方もいろいろ」などとみずからの答弁ですが、法人登記されていれば不動産会社業務の定款に「選挙の準備業務」などと書かれているのかもしれませんが、いずれ国会の議論としては雑談的で国民を愚弄した低俗な答弁としか聞き取れません。

こうした質疑などが先行し、法案の中身の審議については、まさに不十分なまま原案のとおり決定されたのであります。特に参議院においては、多くの問責決議が提出され、久々で牛歩戦術なるものを見ましたが、こういう大事な法案がこういう決定の仕方をした場合、国民の納得が得られないことは明白です。年金制度に対して国民の信頼はますます失墜し、結果は未納・未加入がふえるのではないかの心配があります。

その心配事の主なものは、一つに、国会議員でさえも未納者が大勢いて、平気で役職もそのまま何もおとがめがないのだから、ではおれもといった便乗型が出てこないか。二つ目に、300カ月保険料を支払って年金受給資格ができるので、あとは休ませてもらうと考えている人。三つ目に、会社のリストラにあい、再就職先はアルバイトで給料が安いし、受給資格を得るまであと少しだから、偶数月だけでも払っていくかと考える人。

年金制度に対する不信感を少しでも和らげようとした国会ではなかったわけで、今言ったような人がふえることは必至と考えるからであります。私が危機的に思っていることは、

相互扶助制度である皆年金制度の信頼の失墜と、モラルの低下が一番怖いと思うからであります。

こういった相互扶助制度というのは、制度と被保険者の信頼関係がなければ成立がしません。先進国アメリカに医療保険制度が構築できていないのも、相互に信頼関係が成立していないところにあると言われております。

今、市民が年金受給にかかわる問題で最も不安に思っていることは何かということであります。ほとんどの国民は、よほどうまくいって60歳まで仕事につき、年金保険料も払い続けていたとしても、受給年齢の65歳までの間を何の収入で生きるかということが何もありません。このたびの国会で同時に高齢者雇用安定法改正案も可決成立しましたが、現実的には学校を卒業したばかりの方が正職員としての就職が困難な中、臨時雇用、アルバイトなどが多く、厚生年金未加入が多くなっているという背景があるわけですから、この法の成立が若い世代の就労面から考えれば、逆の働きをする可能性が秘められております。

こういった働き方の問題を年金改革法案の議論の中でできなかったことは、とても残念に思います。それこそ自己責任にしてはならない問題だと考えます。

そこで市長にお聞きいたします。こういった年金制度の改革の決定のあり方についてどのように考えるかであります。年金制度に対して市民の信頼度を高める手法と、市として何ができるのか。ここについてお聞かせを願いたいと思います。

また、国民年金税の納入については、市の直接の事務ではありませんが、収納率の向上と未加入者が極力出ないようにする手だてをしないと、年金受給年齢に達するころの将来は、結果として地方自治体の福祉担当部署が困ることになると考えられます。こういった対策

が必要かお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、二つ目に、消費生活相談の実態と対策についてお伺いをいたします。

私の持っている冊子の中に、大阪府立大学社会福祉学部教授、里美賢治さんの書いた「いかなる社会を目指すか」という中に次のような一節があります。「合法的」高利貸しが繁栄する奇妙な社会との見出しで「その典型がかつてサラ金と言われた消費者金融会社の繁栄であろう。消費者金融とは、結局のところは高利貸しであって、法の許容するぎりぎりの「合法的」高利貸しであるにすぎず、その下に違法なマチ金融・闇金融などが存在する階層制を持っていることはよく知られている事実である。一般の金融機関の低迷を尻目に、高い利益率を誇り、最近では高利貸しとしての顔を隠して、あたかも消費者の便宜を図る味方であるかのように、テレビなどのマスメディアのでフレンドリーな流し方を続けております。かつて「笑顔のファシズム」という言葉があったが、それに倣えば「笑顔の高利貸し」とでも言えるのでありましょか。

アメリカ経済誌が発表した世界長者番付によれば、佐治サントリー社長と家族、武富士の武井会長と家族、アコムの木下会長と家族、と浮利の典型である「合法的」高利貸しが3家族も入ると異常さでございます。その好調さに節度も品位もかなぐり捨てて、最近では阪急電鉄まで参入するありさまである。

ベニスの商人のシャーロック以来、高利貸しは決して好かれる存在ではなかったはずだが、それが表舞台でフレンドリーな装いのもとで、大手を振って登場する奇妙な社会、それが市場原理主義が影響力を強めつつある中で、我々が好むと好まざるとにかかわらずつつってしまった社会である」と言っております。まさに拝金主義の人間の肯定、グローバリズ

+

ムや効率性を旗印にリストラの横行、正社員の派遣社員化・パート化、雇用不安は明らかにストレスの強い社会を生み、ストレス社会は子供にも波及し、凶悪な少年犯罪は明らかにその影響であり、市場原理主義の帰結はこれではなかったのかと考えさせられるものもございます。

こういった社会的な背景などもあり、ことし3月定例議会には、消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書提出を求める請願が提出をされ、消費形態は、訪問販売のみならず、インターネットによるもの、通信販売など大きくさま変わりをしてきており「消費者の権利を守る法改正が必要」とし、ご承知のとおり全員一致で採択されました。

消費者被害と呼ばれ社会問題になっております。金融関係のトラブル、点検商法、内職商法、催眠商法など増加の傾向のようです。

私のところにも、議員になったときから、私個人の市民相談室の看板を掲げていることがあるからなのか、さまざまな相談が寄せられてきます。最近多くなっているのが、個人では解決が困難と思われる金融トラブル、話を聞いているうちに、高額の商品を契約させられてしまったとか、全く別に住んでいる、住所のわからなくなったあなたの弟さんの借金を払えといった架空請求まがいのもの、相談は多種多様で、一定程度話を聞いて、例えばクーリングオフ制度の適用期限内であれば意外と簡単ですが、そういった単純処理できない場合は、市の市民相談室に行った方がよいとか、弁護士相談の方がいいと考えたときには、その日程に合わせたりのアドバイスをすることにしていますが、私たちがさえ結構多くの相談を持ちかけるわけありますから、市の市民相談室には多くの相談が寄せられているのではないかと思います。相談の種類と傾向についてお聞かせをいただきたいこと

と同時に、悪質商法などの対策マニュアルなどにより、市民が被害にあいにくい知識を身につけることが大切だと考えます。わかりやすい市民向けマニュアル本などを広報することも大切だと思いますが、いかがでありますでしょうか。

最近、新聞報道になった小国町の39歳の女性。夫の交通事故の示談費用としてオレオレ詐欺846万円被害ということですが、お年寄りをねらったものばかりでなく、こういった若い人までだませる役者ぶりとテクニックを磨いていると考えなければならないと思うところがあります。

三つ目に、リニューアルした西置賜郡役所の備品などの整備と愛称の設定を、についてお聞かせを願いたいと思います。

3月定例議会において、文教の杜ながい設置条例が提案され、旧西置賜郡役所もその仲間入りをし、4月1日から利用できるようになりました。

3月議会の一般質問においては、我妻議員や藤原議員からさまざまな角度から提言をいただき、美術展、写真、生け花、盆栽、民芸品、小演劇・映画の鑑賞会、ダンス教室、カラオケ大会、講演会など、多彩な催しができるようにと、まさに夢が膨らむ提言をいただきましたが、議案が議会に告示になって、工事中に見に行きましたが、4月1日条例施行するというには心配事が多くありました。しかし、開館しながらいろいろな意見をもらい、改善していけばよいわけですが、私も予算委員会の中で「冬場であれば暖房器具はないですね。ということ。15年度と16年度にわたって整備するというようにしていたので、4月から新装オープンするとは考えていなかったのです。仮オープンのなんだと思いますね。その意味では徐々に体制を整えていくしかないのかもしれない。」との発言をしています。

しかし、給湯室やトイレの周辺については、そうはいかないのではないかと思います。ここで終わりではなく、しかるべく速やかな整備が望まれるところであります。

5月12日の山形新聞では、旧西置賜郡役所改修が完了という表現になっていまして、このたびの15年度予算における改修が完了しましたので、表現は正しいし、条例による利用料も設定しましたので、市民にとっては仮オープンではなく、既に目的に沿って利用ができるとの理解に立っていると思います。

この会場における展示会としては最初の展示だと思えますが、長井の芸術家集団による第58回創画会の案内を私もいただき、5月29日に鑑賞させていただきました。21人38点の展示でしたが、さすが創画会と思感銘をしました。同時に、準備が大変だったろうなと思いい、展示の準備をした展示者にしばらく話を聞きましたが、市民文化会館からトラックでパネルとスタンドを運び、組み立て作業をしたが、注意をしても床に少し傷が入ったりもしましたと言っておりました。

また、竣工報告会の時に利用したいすについても、市有施設のどこから運んだかと思われれます。会場を利用しようとする団体、個人が、いす・テーブルなどをほかから運ばなければならないということでは、いす・テーブル・展示パネルなどの備品を運べる車が用意できる人は少なく、利用者が制限されることになると思います。

しかし、多種多様に利用したいという市民の要望が強いわけですが、必要な備品などを整備する計画をまず立てなければならぬのではないかと思います。現況では、備品の保管庫や準備室りようなスペースはなく、室内に何も無い状態にしたいときに、片づかなかつたということでも困ると思います。例えばパネルは保管できないとすれば、取り外しが可

能なワイヤーのつり下げ方式にするとか、場当たり的でなく知恵を出し合い、しっかりした計画を立てて進めるべきと考えますが、見解をいただきたいと思います。

また、6月26日には、長井ランタンマーケットとイギリスバロック音楽の夕べ、英国の愛のうたが同日に開催されることが市報に掲載されていました。この時期に窓を閉め切ったままでできるかどうかわかりませんが、確かに明治時代に建築され改修されたわけですから、空調設備などはなくても当たり前なのかもしれませんが、あった方がもちろんいいと思いますし、少なくとも寒くなってから暖房器具がなければ、とても利用することはできないと思います。どのように考えておられるかをお聞かせを願いたいと思います。

この項の最後に、愛称をつけ、市民に愛される施設にする必要があると思います。

取り組みの案内に書いてある会場名が「旧西置賜郡役所」でしか案内の出しようがないと思います。間違っははいませんが、旧は郡役所かもしれませんが、今はこういう名前だということがあれば便利だと思います。表現としては、愛称で何々館（旧西置賜郡役所）となるのではないのでしょうか。

愛称については、市民から公募をいただき、選考委員会を設置して決めていった方がよいと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご質問にお答えをいたします。

まず最初に、私が被保険者記録照会をいたしましたところ、平成2年10月11日に喪失をして、翌月11月1日に取得という20日間の未加入というのがわかりました。これもまた年金不信の助長する一翼かと思ひまして、心からおわびを申し上げたいと思います。

年金の収納率は、ご案内のように、全国で62.8%、平成13年度ですね。これは大変低い状況になっている。未納が37.2%ということですね。

長井市では平成13年に86.0%であった収納率が、平成15年には72.8%と、13.2%低下をいたしております。長井市で徴収しているときは、年金相談員にきめ細かく未納者宅を訪問していただいて相談してはりましたが、収納事務が社会保険事務所にかわってから低下したものと思われます。

未納・未加入が起きる理由は、議員も述べておられましたが、手続を怠るうっかりミス、あるいは収入にかかわらず保険料が定額で負担が重い、あるいは支払いたくても支払えない、将来幾ら受給できるかわからないといった、制度への不安・不信等々いろいろあるものだろうと思います。

今回国会議員の未納・未加入問題、それから私もそうありますが、国民の年金不信は一層高まり、保険料を納めていただけるといいう問題。これはやはり年金制度への信頼回復が大変大事だと思っております。

現在の国民年金と厚生年金の関係では、厚生年金等保険料の中から国民年金加入者への保険料の一部を肩がわりをしております。国民年金の未納者がふえればふえるほど、厚生年金等の加入者の負担も重くなります。また、国民年金が可能な限り自立することが大事だということで、今度の改革法には、未納者対策として資産の差し押さえや保険料納付方法等の緩和等が盛り込まれましたが、これで十分かといえば大変だろうと私は思います。

今後年金生活者がふえることもありますし、最低保障額の設定により国民に安心感を与える必要があると思っております。

今、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般を見直し、7年3月を目途に結論を得ると

いう3党合意が、小泉総理大臣も年金一元化が望ましいという考え方でありまますので、財源問題を含めて今後の改革の行方をしっかり見守ってまいりたいと思っております。

年金を支払っていただくため、市は今までどんな対策をとってきたかということでありまます。市報に掲載してまいりました。平成15年度は7回掲載をしてまいりました。内容は「ご存じですか、年金保険料の免除制度。国民年金保険料の納め忘れはありませんか。学生納付特例制度をご利用ください。年金受給者が亡くなられたときは届け出が必要です。年金受給者の現況届の提出が必要です。」等々であります。今後も広報をしっかりとししてまいりたいと思っております。

以上です。

鈴木良雄議長 佐藤 仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 私の方から2番目の消費生活相談の実態と対策についてお答え申し上げます。

最初に、相談の種類と傾向というふうなことでございますが、平成15年度1年間の統計を見てもみますと、全体で相談が418件ほどあったようでございます。そのうち消費生活に関する相談が44.02%の184件。その184件の内訳でございますけれども、訪問販売等を含めた契約に関するもの、これが57件。それから、借金などの債務に関するもの、これが62件。架空請求その他に関するものが65件というふうな分類になっております。

さらにこれをもうちょっと詳しく見てみますと、消火器や健康食品、それから寝具、こういった物の訪問販売。これどうにかできないかと。その契約を解除したいというふうなご相談。それから、各種資格講座等の教材、ビデオ講座等もあったようでございますけれども、こういったものを一たん契約してしまっただけけれども、何とか解除できないか。あ

るいは身に覚えのない債権回収。いろいろな名前を使って債権回収業者から、これは不特定多数の方々にはがきで出しているものを含みますが、こういったもの。それから、年金を過払いしてしまったと。あなたには直ちに返還していただく必要がありますので振り込んでくださいというものであったり、また、有料サイト、インターネット関係、それから出会い系サイトの使用料の請求、あと、秘密をばらされなくなかったら金を出せというふうな、半分脅迫めいたもの。こういったさまざまな内容になっているようでございます。

市としましては、こういった対応として、市報に掲載をしながら注意を呼びかけたり、またミニデイサービスであったり、各地区の座談会、こういった折にもチラシをつくってその場で説明しながら注意を呼びかけております。

また、警察署の方でも、お年寄りの交通安全教室ですか、そういったところで、直接関係はないのですが、悪質商法やオレオレ詐欺等に引っかからないようにというふうな注意をしていただいていると。

また、ある金融機関の方からお聞きしたのですけれども、金融機関の方でも窓口の方にそういったポスターを張って、なおかつオレオレ詐欺などに引っかからないようにというふうなことで、ちょっとおかしいなと思った場合には、そのお客さんに「お客さん、これ大丈夫なんですか」というふうなことで声がけもしていただいているというふうに聞いております。

蒲生吉夫議員からお話しございましたマニュアル的なものをつくらないかというふうなことでございますけれども、消費生活関係は市民課の生活環境係の方で実は担当しております。生活環境係の方と話をさせていただきましたところ、そういったものは作成は可能で

しょうというふうなことでございましたので、余り難しくないもので市民の皆様方に注意を呼びかけるというふうなものの作成について検討させていただきたいと。検討といいますか、今年度中に対応させていただきたいというふうに思っております。

ただ、こういったものをただ単に配布をすればいいというふうなことではないというふうには私どもの方では思っております。直接お話をしないと、各家庭に配布をしてもどこかに行ってしまうと。どこかの何かの新聞紙の間に挟まれてそのままになってしまうというふうなこともあるかと思っておりますので、できればそういったものをつくただけではなくして、お年寄りが多く集まる、例えば各地区の敬老会であるとか、そういったところで時間がちょうどできれば、そこに参上しながら説明をして注意を呼びかけると。こういったことで対応を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

鈴木良雄議長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答え申し上げたいと思っております。

旧西置賜郡役所の修復工事につきましては、長年の課題でもありましたし、また、市民の願いでもありましたので、皆様のご理解とご協力をいただきながら、今回第1次の改修工事が終了できましたことを、まずもってお礼申し上げたいと思っております。

今回の修復工事につきましては、設備等も含めて完全な形で実施できれば一番よかったわけではありますが、床下の腐食が予想外に進んでおったり、あるいは予算も限られておりましたので、今回は建物の構造体の部分を中心に実施させていただいたところでございます。それでもご案内のように、玄関の部分であるとか、西側の部分であるとか、まだ手つかず

+

の状態でございます。したがって、備品まで手が回らずに不十分であることは承知しておりますけれども、利活用懇談会の皆様のご意見なんかもお聞きして、不備な状態であっても利活用できるものにはご利用いただいた方がよいという考え方に立って開館したところでございます。市民の方々、あるいは団体の方々からの利用申し込みの問い合わせの段階で状況を説明申し上げて、ご理解とご協力をいただきながらご利用いただいているところでございます。

なお、暖房器具等につきましては、向かって右側の第1会議室には2台設置してございます。それから換気扇もとつけてございます。それから、1階の中央と、それから左側、事務室と展示室には、暖冷房両方兼ねてありますが、設置してございます。結構天井が高い建物でありますので、どれくらいきくかどうかはまだ定かではありませんけれども、一応設置してございます。

それから、2階は、階段がある関係で上りおりが出てきますので、2階にはまだ暖房器具を設置してございませんが、利用の状況なんかを見ながら対応していきたいというふうに思います。

ご指摘ございましたテーブル、それからいす、展示パネル等につきましては、これから関係各課と協議しながら、今年度中、できるだけ早い段階に整備できるように努力してまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

それから、2番目の旧郡役所の愛称設定というご提案でございますが、歴史的建造物としては旧県庁などもございまして、文翔館という愛称を設定しているのはご案内のとおりでございます。また、類似の建造物として、旧東村山の郡役所、旧西村山郡役所、旧西田川郡役所等がございまして、これらはいずれも

昔のままの名称を使って利用しているようでございます。

旧西置賜郡役所につきましては、第2回目の利活用懇談会の折に、参加された方々から議員提案されましたように愛称を設定してはどうかということが出されまして、話題にいただいたところですが、まだ結論が出ておりません。

旧郡役所は、長井市の指定文化財になってございますので、文化財調査会の方のご意見なんかもお聞きしながら前向きに対応したいというふうに考えておりますし、議員から提案がありました愛称の募集、あるいは選考の方法などを参考にさせていただきたいと、そんなふうに思っているところです。

以上でございます。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 大変丁寧にご答弁いただきましたし、年金関係については法的に決着がついたところではありますが、やはり今後のところというのはかなり問題があるのではないかなというふうに思うのです。特に、やはり小泉首相の答弁の中で、あれが当たり前だという、例えば勤務実態のない会社にいたのが当たり前だったということで国会は終わったのです。これが蔓延すれば大変なことになるというふうに思うのです。

ここに東大阪市の清水行雄市長、当時98年の話ですね。住民票不正移転容疑での逮捕・拘留中に厚生年金不正受給の容疑で再逮捕された東大阪市の清水行雄市長である。清水市長は、市長に当選するまでの市議、府議時代、市内の鋳物製造会社の常勤社員としての雇用を装って厚生年金に加入し、給付された年金約600万円をだましとったとして、ほかの罪状とともに詐欺罪で起訴され、懲役2年6カ月の判決を受けた。労務実態のない幽霊社員による厚生年金加入は立派な犯罪なのである。し



かし、これがいわゆるいろいろな働き方があっていいんだという、そこがやはり不信を余計に助長することになりそうな気がするのですね。

私たちも考えてみれば、市議会議員をやっていると、12年やれば恩給が出るのでしょと、こういうふうに言われることがある。国会議員の議員年金問題で議論されていると、同じように扱われるのですよ。よほどいいものを受け取れる条件があると思って市民はいるのですね。だから、場合によっては、これは市議会法などで議員年金の制度はこうなっているぞと明らかになっているわけですから、これは必要とあればやはり市民のいらん心配に対しては答えておかないと、要するに疑問に思うところは次々と答えていくというふうにしていかないと、信頼の回復はやはり難しいのではないかというふうに思うのですね。

さっき言ったように、徴収事務が市にはないにもかかわらず、受け取るのはやはり市民ですから、受け取れなくなるのも、要するに途中300カ月に到達しなくて、言ってみれば受け取れなくなるのもまた市民ですね。その場合にやはり、年金関係が大変になるのではなくて、福祉関係が大変になるのではないかと。やはりこれからはあらゆる手段を講じて、そういう部分の払拭をしていかなければならない問題として残っているのではないかなというふうに思うのです。ここの部分については、再質問ではございませんので、もう少しやはり、どこにどういうふうに手だてをしていけばいいかというのを、市のそれぞれの中で検討していただければありがたいなというふうに思っているところであります。

消費者保護のためのところというのは、きのうも私、家にいたら、電話がきました。有価証券の会社から、多分県内の市議会議員の名簿あたりを拾って電話をよこすんだと思いま

すけれども、私のところは大体少なくとも1日おきにはそういう電話が入ってきます。私のところと、娘のところは若い男の声と思われる声できます。息子のところには、若い女の子の声と思われる声できます。それをつないでいくとほとんどが、最初英語に興味ありませんかとか、そういうアンケート商法というんだらうかね。まず、意識をお聞きしたいと、こういうようなところから始まって、とても上手です。その中で、多分がやがやと音が聞こえるので、同じ部屋ですと並んで次々と電話をしているのだと思いますね。ですから、それぐらいの数が私のところにもくるのですけれども。

やはり、市民というのは、いつもそういうところにそういう危険性を持って生活しているというふうに思うのです。単純な例で、最近、これは電話では話がつかないなと思って、私も、じゃ、今から行くから、ちょっと話しするからといって言われたのね。自分の家から出た弟が、どうも借金したようだ。40万円借りたようだ。40万円借りて、何回か払ったけれども、その住んでいるところからどろんしたと。本籍地のある長井の住所のところの兄貴のところ連絡が来た。その後、今度は請求書が来た。最後通告と書いてある請求書だと。40万円借りて二、三回、多分2万円か3万円ぐらい払ったのでしょ。残っていた分に利子が加算されていて、およそ200万円ぐらいになっておりました。1年半ぐらい多分放っばられたんだと思いますね。しかし、それがあなたのところで払ってくれば、もともとのところの40万円でもうちょんにしますと。これです。どうしたらよかんべと。けれども、別に保証しているわけでも何でもないから、そんなものは構わないでおけと。相手だって忙しいから、うまく引っかかって払ってくればもうけものだと。大体こ

+

の程度でしか考えていないわけだからというふうに話して、その後やはり来ないですね、連絡も。

私はやはり、そういうふうなところも含めて、市民相談室に実際相談に来られたその生きたものをマニュアル化してもらいたい。そういう意味で、今答えていただいた部分で、生活環境係の方と相談するというふうになりますけれども、どっちかという、そういう頭で考えたものよりは実例で答えていく方がいいのではないかなと。そうやって私に相談に来るのは、年寄りの人もないわけではないです。だけど若い人です。それはそうです。これから生きていくには法律の本が必要だと。世の中を生きていくには。最初、今度リース組まされて三十何万の本を買ったと。これを勉強したら、今度この本ぐらい勉強しないと世の中生きていけないぞと、こう言われてまた買ったと。とてもそういう話を聞くと、同じ人を集中的にねらうという、どうもそういう傾向があるらしいですね。だから、そうやって話に来られたときには、もうかなり重症になっているという人が多いですね。特に、そういう勉強すれば金もうけになる。金もうけの仕事ができるようになると。大体今仕事につくのが大変なものですから、そういうところをが乗りやすいところになるのですね。その辺を考えていけば、やはりあらゆる方法で、本当はこういうところを地域の中に簡単に相談できる人がいると、とてもありがたいんだと思うのですね。例えば全く違うかもしれないけれども、人権擁護委員の人が勉強していて、そういうところへちょっと相談に行ける。あとは、またこれもちょっと違うかもしれないけれども、民生委員の方が勉強していて、あそこに相談に行けば、一程度のもは答えてもらえるかもしれないというようなことだとかね。私らのところに来るときと

というのは、言ってみればかなり重症になってから、クーリングオフ制度が過ぎてから、こういうふうになっております。そういう意味では、ポイント、ポイントをとらえたマニュアルをぜひ早いところをお願いしたいものだなというふうに思っております。

この部分も、先ほどご答弁いただいておりますのでいいわけですが、最後に旧郡役所のところというのは、この前、29日に私は見に行ってきたというふうに、創画会の作品を見に行ってきたというふうに言っておりましたね。

実は、次の日に菊地隆知先生の「木版画と50年」、このところに行ってきました。あそこは山形県芸文美術館という名前になっているのですね。通称ナナ・ビーンズと呼ぶようなんですね。いいなと思ったのは、私は壁の色が余計な色でなくて、白に近いけれどももクリーム系の白というのかな。その意味では、旧郡役所もほぼそんな壁の色なんですね。

私は、展示するのであったら、あの壁をそのままバックにできるようにした方がいいと思うのですね。この前パネル展示のところを見せていただきましたけれども、あれは確かに設備がないからパネルにくっつけるわけですが、あれがあ壁にぴたっとなる展示だったら、もう1段上に光ったのではないかなというような気がするのですね。言ってみれば、物を展示するということは、光りのかげんと周辺のバランスがとても大事だというふうに思うのです。あのバックをそのまま使った方が私はいいというふうに感じているし、もう一つは、やはり菊地先生の版画を見に行ったら、上手に光を使っているのですね。あの部分は次に工事する場合に、今1期工事はここまでだというふうに言われましたけれども、2期分、要するに西側の方とトイレ、給湯あたりをするとき、もうちょっと頑張っ

+

+

て照明なども上手に使えるようにできたら大変いいのではないかなというふうに思うのですね。改めて配線しなければいけないわけですから、その辺までも検討いただければありがたいなというふうに思うのですが、そこについてお答え願いたいと思います。

鈴木良雄議長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 お答え申し上げる前に、先ほど私の方で答弁もれがありましたので、それだけ一つ最初につけ加えさせていただきたいと思っています。

机とかいす、パネル等の収納場所の問題ですね。それもお質問ございましたけれども、もれました。備品関係の収納の場所については、展示室の南側に収納庫がございますが、廊下みたいな非常に狭いところでありますが、あそこは使えるかと思っています。そのほかはございませんので、いずれ将来的には撤去という形になるかと思いますが、当分の間は第1会議室の西側の廊下、それから西側に続いている資料室といえますか、その辺を暫定的に使っていきたく、そんなふうに思っているところです。

それから、展示等のやり方、あるいはそれに伴う設備関係でございますが、私もナナ・ビーンズの方に菊地先生の版画展を見に行ってみました。大変いい、広々としたところでは素晴らしい展示をなさっておって、感心してきたところでございます。

旧郡役所の方については、展示用のレールであるとか、あるいはつり下げる金具等の設置等も話題にはなりましたけれども、一応市の文化財ということになってございますので、金具の取り付けとかはあちこちねじをつけたり、くぎを打ったりということもちょっとできかねるというようなことで、今後に向けて検討したいというふうに思っているところでございます。

それからあと、展示パネル等についても、前回創画会の方々にご苦労いただいて、文化会館

の方から運んでご利用いただいたわけですが、実際使ってみて若干高さが足りないというようなことで、もう少し高いところに展示できれば、一層鑑賞に耐えるものになるのではないかなというようなことがございましたので、手づくりでつくろうかというようなことも、創画会の方々には言っておられましたけれども、新しく展示パネルなんかを準備するときには、その辺も考慮に入れて計画を立てていきたいというふうに思っております。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 名前についても募集も含めてというふうに言われておりましたけれども、旧郡役所で一番最後に使ったのは、長井ダムの工事事務所なんですよ。そのときに給湯室だってちょっといじったんじゃないかというふうに思うのですが、給湯室とかトイレあたりちょっと修繕してしたのではないかなというふうに思われるのですけれども、トイレのところとか、その辺は本当は今年度する予定だったので、一番最初の計画では今年度です。15と16であそこ全体をするというふうなことになるのでしたのです。2年度にわたってすると。ところが、15年度で2,000万円ぐらいあったので、できるところまでやったというふうになって、一定程度使えるのではないかなと思っていたので、16年度は予算化にもならなかったのです。そういう意味では、せっかく条例化して使えるようになったわけですから、間を置かないでやってもらいたいのですよね。予算的には繰越金あたりが入れられなければ、多分難しいのかもしれませんが、やはり今年度ぐらいにめどがつければ私は大変いいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてご意見をお聞かせ願いたいことと、手づくりのパネルという、それも多分悪くないと思いますけれども、西根の文化祭でも手づくりのパネルがあるんです。文化祭をやるときに、その実行

+

委員の人に、大工さんだけでも建具大工さんみたいな人がいて、ちょうど穴あきパネルを加工してくれて、文化会館から借りてきたものと併設して、それも縦に使ったり横に使ったりしてやっているのです。その意味では、いいかもしれないけれども、やはりそれなりの作品を展示するわけだから、それなりにしなければいけないというふうに私は思うのですね。お答え願いたいと思います。

鈴木良雄議長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 トイレにつきましては、ご指摘のとおりでございます。現在のトイレは、いわゆる郡役所の中に設置されているトイレでなくて、いわゆる西側につけ足した部分ですね。そこに設置されているトイレで、言うなれば郡役所からすれば仮のトイレということになるかと思えます。女子トイレと男子の一部の方は使えるようになっておりますが、男子トイレのストール型の方は、下水までの配管のレベルが合わなくて今回できませんでしたが、約20万ぐらいということで完全にできるという、そういう見積りなんかもっておりますので、これも関係各課と協議しながら、できるだけ早く対応していきたいというふうに思っております。

それから、展示パネルについては、ご意見を参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

#### 藤原民夫議員の質問

鈴木良雄議長 次に、順位4番、議席番号15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)(拍手)

15番 藤原民夫議員 私は、通告してあります3点について、市長に質問をいたします。

初めに、県発注の測量設計談合事件から学ぶべき問題についてであります。

5月14日付の各社の新聞報道によりますと、県が発注した測量設計入札業務などの入札で、談合を繰り返したとして、公正取引委員会が、独占禁止法違反で置賜地区の測量設計会社22社に対して、排除勧告を行ったというものであります。

勧告を受けた業者として、長井市の業者も名前を連ねております。報道によりますと、長井市は、「27日に開かれた市工事等指名競争入札参加者審査委員会で、指名競争入札参加者名簿に登載されている関係業者に対して、指名停止措置を行った」というふうにあります。初めに、その停止措置の内容について、市の入札参加資格を有している業者の数、及び勧告を応諾した業者数、指名停止措置を行った業者数などについてご答弁をお願いいたします。

また、長期間の指名停止措置で、今後の市発注の業務にどのような支障が出ているのか。支障があるとすれば、どのような対応を考えているか。また、談合を行った業者に対する損害賠償請求については、どのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

さて、山形新聞の記事によりますと、業者の談合の手法が詳しく載っております。まず「当番会社」というものを置いて、この会社が、指名実績や受注額を記した「星取り表」を管理していたということであり。受注希望者が複数になったような場合は、この「星取り表」とか、過去の受注業務との継続性、発注者に対する営業活動の有無などをもとに、受注希望者間で話し合い、受注予定者を決めていたということであり。

また、この談合について、公正取引委員会の調査内容にも触れております。つまり、談合を認定した期間の平均落札率は94.6%だったということであり。